

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

税務収納課 ☎66・11115

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。したがって、車を廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していなくても、所定の届出をしておかないといつまでも税金がかかります。手続きをされないで、毎年5月に1年分の税金を払わなければなりません。

軽自動車税は、月割りで計算しません。4月1日を過ぎたら廃車、名義変更をして税金の払い戻しはありません。

次に該当する方は手続きをお忘れなくお願いします。

- ①現在使用していない原動機付自転車、軽自動車などを所有している方で、廃車手続きを済ませていない方
- ②転入・転出をしても車の住所変更をしていない方
- ③友人、知人に車を譲渡しても名義変更の手続きをしていない方

※3月下旬は窓口が大変混雑しますの、なるべくお早

めに手続きを済ませるようお願いいたします。

◆おもな軽自動車の税額

原動機付自転車	軽自動車
・総排気量が50cc以下 千円	・他のもの 千円
・総排気量が50ccを超え90cc以下の二輪 千200円	・農耕作業用 千600円
・総排気量が90ccを超え125cc以下の二輪 千600円	・軽自動車
・二輪の小型自動車 千600円	・軽二輪 2千400円
・四輪の貨物自家用 4千円	・四輪の乗用自家用 7千200円
・総排気量が250ccを超えるもの 4千円	・二輪の小型自動車 千400円

●普通自動車の登録検査および廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所へ。

【登録】

☎05332・32・8821

【検査】

☎05332・32・8822



車種	原動機付自転車 (125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)
		軽二輪 (126cc～250cc)	四輪	
届出先	市役所税務収納課 税政担当	愛知県軽自動車協会 (豊橋分室) ☎0532・34・4601	愛知県軽自動車検査協会 (豊橋支所) ☎0532・34・3311	愛知陸運支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2049
届出に必要なもの	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印かん 〈名義変更〉 ・印かん (新・旧所有者両方) ・標識交付書	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印かん 〈名義変更・住所変更〉 ・新所有者の住民票の写し ・自動車検査証 (軽二輪 126～250ccは軽自動車届出済証) ※手続きは、自家用自動車組合 (蒲郡警察署北 ☎69・5105) で代行政します。	・自動車検査証 (軽二輪 126～250ccは軽自動車届出済証) ・印かん (新・旧所有者両方)	

あなたは、いつ分かるましたか?

「広報企画展「まちがいがし30」」

昨年10月1日から11月7日まで開催した広報企画展「まちがいがし30」の正解をお知らせします。

多くの方に応募していただき、ありがとうございました。正解者の中から、厳選に抽選し、みごと賞品を当てた方には、昨年末に通知しました。まだ、賞品を取りにきていない方は、当選案内書を持参の上、企画広報課(市役所5階)へお越しください。

